

事務連絡  
平成21年12月1日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部(局) 御中  
〔特別区〕

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課

### 中国向け輸出水産食品の証明書発行機関認定について

標記については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて（平成21年11月10日付け食安発1110第1号）」により通知したところですが、当該通知における必要事項について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 認定証明書発行機関

##### (1) 機関名、所在地

財団法人 日本冷凍食品検査協会  
東京都港区芝大門2丁目4番6号  
理事長 前田 重春

##### (2) 認定番号

01

#### 2. 証明書発行機関による中国向け輸出水産食品施設登録確認申請書の受付開始日

平成21年12月14日

#### 3. 運用上の注意事項

平成22年1月31日までの間に、証明書発行機関により新たに施設登録を受けた施設の水産食品を輸出する場合は、別添の登録施設確認書の写しを確認のうえ、各都道府県、保健所設置市及び特別区において証明書を発行することとする。

( 別添 )

平成 2 1 年 月 日

(施設名・代表者名) 殿

財団法人 日本冷凍食品検査協会 印  
東京都港区芝大門2-4-6  
03-3438-1414

### 中国向け輸出水産食品の施設登録書

下記施設を、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号)に基づき、登録施設として登録しました。

なお、当該施設登録書は、平成22年1月31日まで有効とし、平成22年2月1日以降は、厚生労働省のホームページに登録施設リストが公表された時点をもって、登録施設として取り扱うこととします。

#### 記

1. 登録施設名 (Name of establishment)	
2. 登録施設住所 (Address)	
3. 登録番号	
4. 輸出品目 (Exporting products)	